

計画の概要

○計画策定の趣旨

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。このため、従来取り組んできた温室効果ガス排出削減対策（「緩和策」）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和 2（2020）年 2 月に、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

本計画は、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定するとともに、目標達成に向けた方策を明らかにするため、策定するものです。

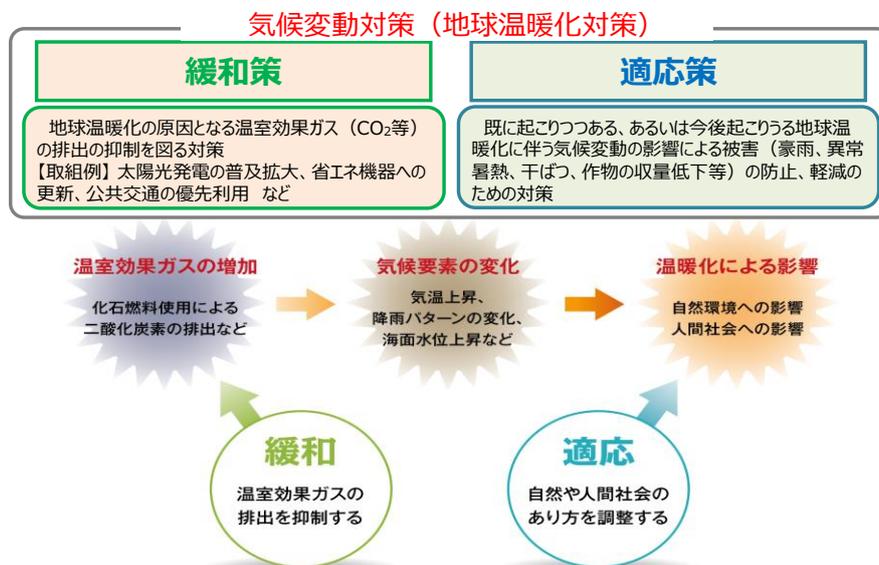
本計画を通じて、国の法整備やその基幹となる制度・施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策についても織り込むとともに、府民、企業、地域、NPO など多様な主体の協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進することとします。

○位置付け

- 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画
- 京都府地球温暖化対策条例第 10 条に基づく地球温暖化対策推進計画
- 京都府総合計画（京都夢実現プラン）及び京都府環境基本計画の個別計画

○計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間

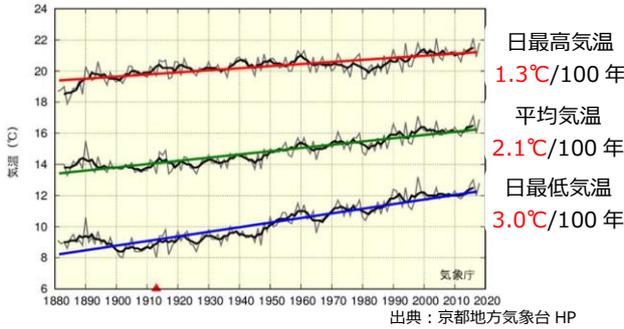


温室効果ガスの排出削減対策と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策は気候変動対策の両輪！

現状と課題

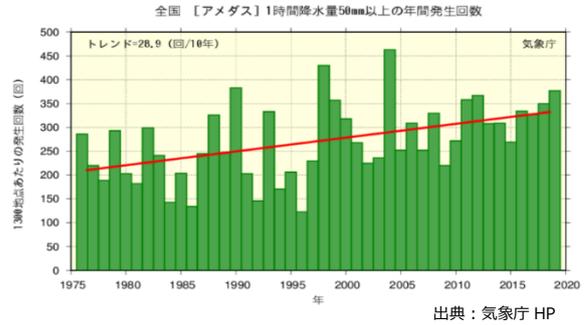
○気候変動の現状

・京都市内では、年平均気温が100年あたり約2.0℃の割合で上昇。



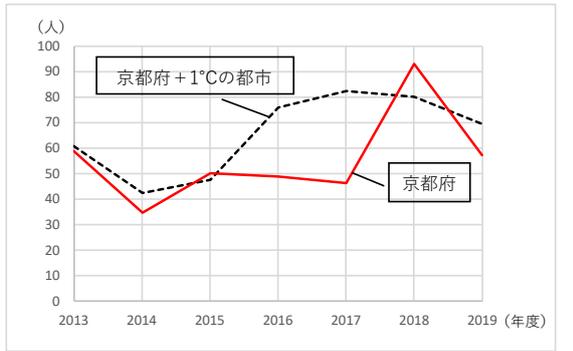
■京都市内の年気温3要素

・「滝のように降る雨」とされる1時間降水量50mm以上の全国年間発生回数は増加。



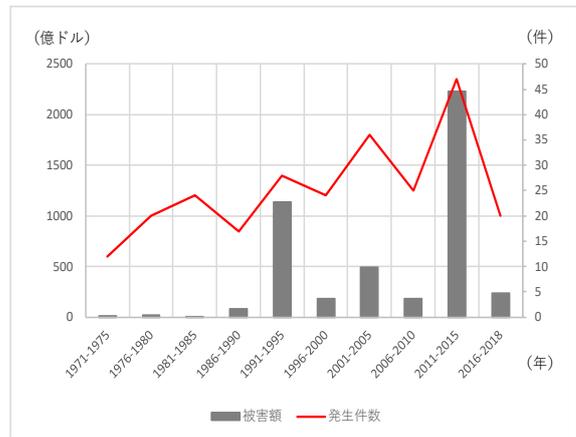
■全国 [アメダス] 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数

・京都府の年平均気温より約1℃高い都市と比較すると、今後、京都府の平均気温が約1℃上昇した場合、京都府全体で熱中症救急搬送者数が200人程度増加するおそれ。



■10万人当たりの熱中症による救急搬送者数（7-9月の合計）

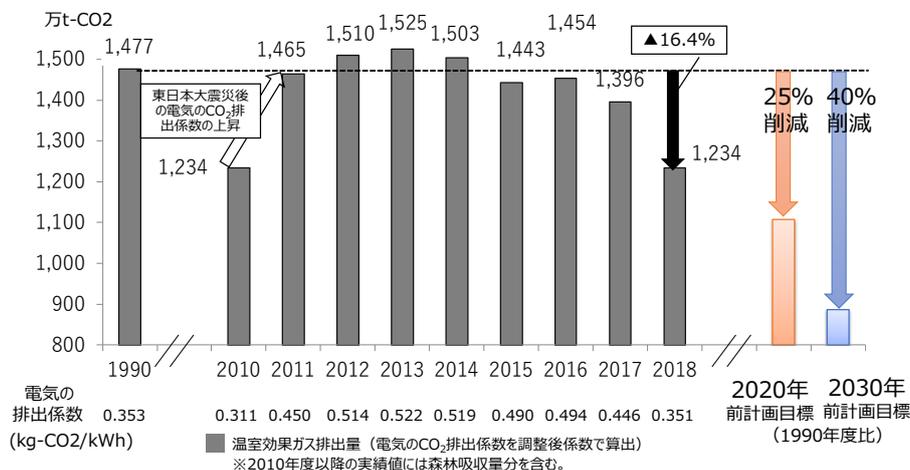
・全国での自然災害発生件数及び被害額は、変動を伴いながら増加傾向。



■自然災害発生件数及び被害額の推移

○京都府の温室効果ガス排出量

前計画の目標（令和2（2020）年度に平成2（1990）年度比25%削減）に近づいていますが、達成までには、さらなる温室効果ガス削減のための取組を進める必要があります。



■京都府内の温室効果ガス排出量の推移

○京都府の地球温暖化対策の課題

平成 30（2018）年時点での各部門における数値目標への到達状況等は以下のとおりです。

産業部門：省エネ型への設備更新等により 1990 年度比で大きく削減し、目標に到達。

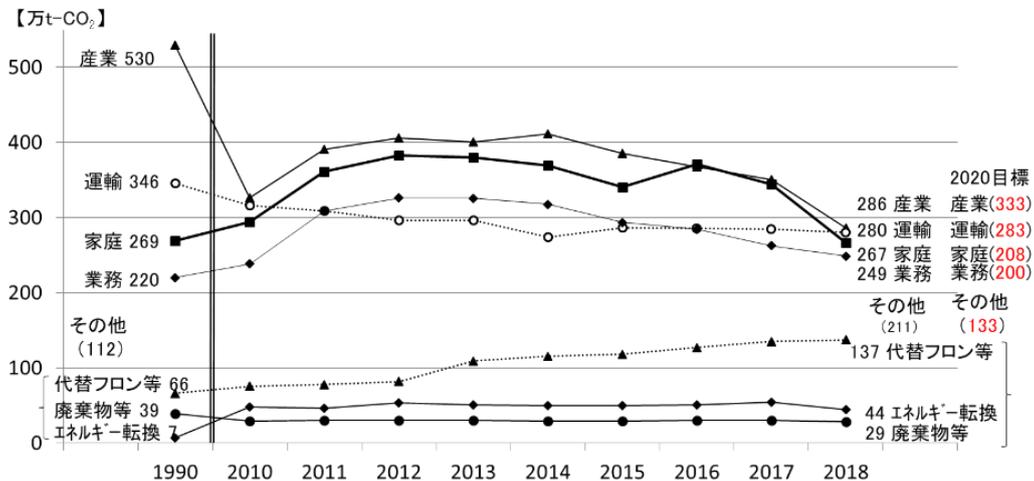
業務部門：燃料転換や省エネの進展により、削減傾向にはあるものの、商業施設の売り場面積の増加等の影響もあり、目標までに開きがある。

運輸部門：自動車保有台数は 1990 年と比べ増加しているが、エコカーの普及等により削減が進展。
一方、近年の削減幅は横ばいであり、下げ止まりの傾向。

家庭部門：世帯当たりの家電の数や世帯数の増加等により、目標までに開きがある。

その他：代替フロン（HFC）^{*}の排出量が増加傾向。

^{*}代替フロン（HFC）は、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一百万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすため、代替フロンの排出抑制が地球温暖化防止の観点からも急務となっています。



■部門別の温室効果ガス排出量の推移

これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、京都府においては、経済成長や生活様式の変化による温室効果ガスの排出量の増加が生じている一方、家庭や事業者の省エネ取組による排出量の削減が進んでいるといえます。

一方、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けては、事業者や家庭など全ての主体が省エネの取組を徹底するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用に取り組み、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要です。

計画の目標及び基本的な考え方

○計画の目標

- 本計画では、京都府環境基本計画で掲げる令和 32（2050）年頃の京都府の将来像：「京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標とします。
- 温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。
- この将来像の実現に向けて、また、この京都府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、これからの 10 年の取組が重要です。

<緩和策>

令和 12（2030）年の温室効果ガス排出量を 40%以上削減（平成 25（2013）年度比）することを当面の目標とし、前計画で中長期目標とした平成 2（1990）年度比 40%削減相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

<適応策>

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築など、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進する。

○2030 年までの施策の基本的な考え方

- SDGs の考え方を活かし、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として展開し、気候変動に対する強靱な取組を推進
- 省エネの取組の加速化に加えて、京都府内の地域資源を活用して再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に資する取組を推進
- コロナ危機と気候危機への取組を両立し、市町村や企業、地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働しながら取組を推進

2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標

当面の目標

2030年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減

(基準年度：2013年度)

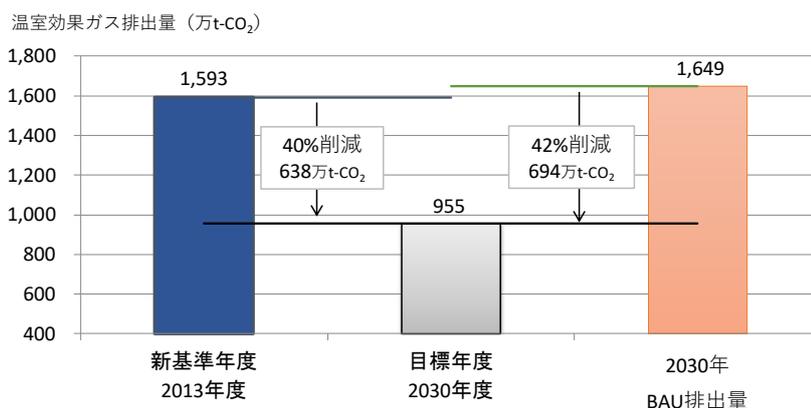
緩和策の推進

○削減目標及び目標指標の設定

削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、当面の目標年度を令和 12（2030）年度とします。また、国の計画と府との進捗状況の比較がしやすくなることから、基準年度についても同様に、国の計画との整合性を図り平成 25（2013）年度とします。

<削減目標>

- 【長期的な目標】2050 年 温室効果ガス排出量 **実質ゼロ**
- 【当面の目標】2030 年 温室効果ガス排出量 **40%以上削減**（基準年度：2013 年度）



※新基準年度（2013 年度）、BAU ケース（2030 年度）の排出量に、森林吸収源対策の削減効果は含まない。

■ 令和 12（2030）年度の目標に求められる削減量

温室効果ガス排出量の 40%以上の削減に向けては、徹底的な省エネルギー対策の推進に加えて、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用の促進が重要です。この再生可能エネルギーの飛躍的な導入・利用に向けて、新たに再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定します。

<目標指標>

- ◆2030 年度 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 : 35%
- ◆2030 年度 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 : 25%

○各部門別の削減目標

目標年度の部門別の目標排出量と目標削減率（基準年度比の削減率）を次のように設定します。

部 門	基準年度 (2013年)	BAU排出量 (2030年)	単位: 万t-CO ₂	
			目標年度 排出量 (2030年)	目標削減率
産 業	401	393	~271	32%~
業 務	326	342	~149	54%~
運 輸	297	273	~217	27%~
家 庭	381	384	~221	42%~
その他	189	257	~155	18%~
森林吸収	-	-	▲60~▲70	-
合 計	1,593	1,649	955以下	40%以上

※BAU 排出量：今後追加的な対策を行わないで、現状のまま推移すると仮定した現状趨勢ケースでの予測値

※少数第一位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

■ 部門別の目標排出量

○対象分野の取組

令和 12（2030）年度の削減目標の達成に向けて、施策を実施していくにあたり、緩和策に直接・間接的に作用する、「事業活動（産業・業務）」、「自動車交通」、「建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）」、「家庭（電気機器、住宅含む）」、「再生可能エネルギー」、「代替フロン」、「森林吸収源」、「廃棄物、環境物品等」の分野を対象に取組を推進するとともに、各分野に共通する事項を横断的取組として展開します。

事業活動（産業・業務）

事業活動から排出される温室効果ガスの一層の削減やサプライチェーン全体での温室効果ガス削減、環境配慮型経営の促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・大規模事業者による排出削減対策の強化と再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度の構築
- ・中小企業も取り組める SBT や RE100 などの目標達成に向けた温室効果ガス削減行動への支援
- ・サプライチェーン全体での温室効果ガス削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価 等



出典：環境省

自動車交通

EV 等の本格普及や交通・物流の脱炭素化に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・EV 等の蓄電電源を活用し、災害時などにおける非常用電源としての有用性について広報
- ・駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組の推進
- ・オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進 等

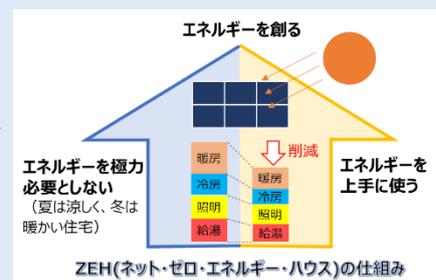


建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

建築物の環境性能の向上、一定規模以上の建築物における省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・一定規模以上の建築物に対する再生可能エネルギーの導入拡大
- ・建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実などにより、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築部の普及促進
- ・災害時のエネルギー確保等にもつながる ZEB、ZEH の普及促進 等



家庭（家電製品、住宅含む）

脱炭素なライフスタイルへの転換や機器・住宅の環境性能の向上に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・購買者への省エネ性能説明など、販売者とも連携した取組の実施
- ・宅配便の受取方法の更なる多様化の促進
- ・スマートエコハウス融資の実施
- ・各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組みの提供 等



再生可能エネルギー（エネルギー転換）

再生可能エネルギーの最大限の導入促進・需要創出や地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・建築物への太陽光発電設備等の導入支援や周辺環境に配慮した風力発電等の導入促進
- ・府民・府内企業による再エネ利用を促すための情報提供や仕組みづくり
- ・地域共生型の再エネ事業に対する支援 等



代替フロン

代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器・低 GWP 機器の利用促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・フロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施
- ・特定事業者における代替フロン使用機器の管理状況等に係る報告制度の創設 等



出典：環境省

森林吸収

森林炭素吸収源の確保や森林資源の利活用推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・計画的な間伐の実施による健全な森林整備と育成の推進
- ・地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組の推進
- ・カーボンオフセットのクレジット認証など環境貢献度を組み込んだ森林保全手法の継続的な実施 等



廃棄物、環境物品

資源循環を促進し、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・産業廃棄物の 2R の推進に向けた、AI・IoT を活用した技術の開発、実用化、普及の促進
- ・市町村と連携した、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチックの削減の推進
- ・「もったいない」の精神やエシカル消費の理念の普及 等



横断的取組

新たな環境産業の育成・支援や脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓
- ・体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型学習プログラムの提供
- ・地球温暖化防止活動推進員など地域で活動する専門的人材の養成 等



適応策の推進

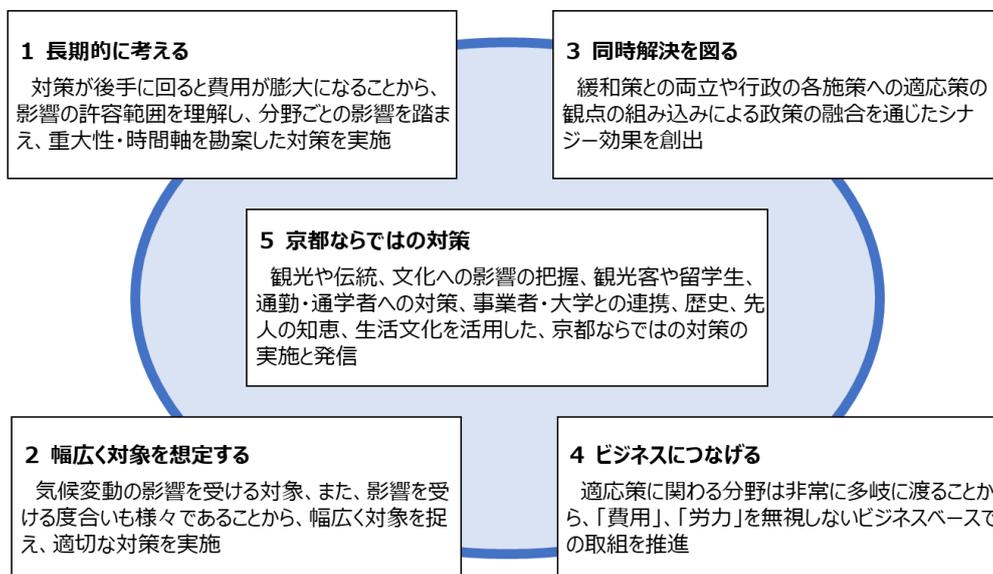
○適応策の推進方針

本計画においては、次の①から③の事項を推進方針とします。

- ①適応策は、時間的・空間的な広がりも考慮し、幅広い主体への影響を想定して実施することにより、生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ②適応策により、伝統・文化をはじめとする「京都市らしさ」を持続・発展させる。
- ③これまで京都が培ってきた知恵を発信する。

○基本的視点

本計画における適応策を展開する基本的視点は以下に示すとおりです。



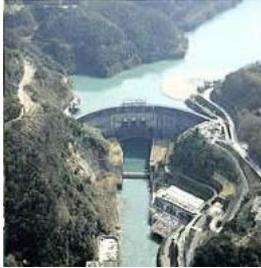
○適応の取組の推進

京都府では、これまでから農林水産業や自然災害等の分野において、適応策に資する取組を実施してきましたが、これらの施策に加えて、将来予測される気候変動の影響に対する適応策についても取組を進めていく必要があります。（以下に取組例を示します。）

農業	林業	水産業
<ul style="list-style-type: none">・農業生産全般において、これまで取り組んできた施策を引き続き推進・気候変動が農作物に及ぼす影響の調査、高温耐性品種等の選定・開発、栽培技術の開発・検証・確立・導入等を実施	<ul style="list-style-type: none">・森林の整備等を推進・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供	<ul style="list-style-type: none">・様々な水産資源について、海洋環境の変動等による影響等を把握・気候変動により漁獲量が増えている魚種のブランド化・開発商品化を検討
<p>新品種「京式部」</p>		<p>京鮭</p>

水環境・水資源

- ・公共用水域の水質について、測定を継続するとともに経年変化を監視
- ・「漏水対応タイムライン」を国や関係機関と連携して作成し、被害軽減を図る



自然生態系

- ・府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を実施



オオミズナギドリ



ペコバナヤマジャクヤク

河川

- ・これまで進めてきている河川改修事業等の防災対策工事を引き続き推進
- ・マイクロ呑竜（雨水タンク）の設置の推進や、府民に対する防災意識・環境意識の醸成を推進



マイクロ呑竜

山地

- ・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供
- ・冠水危険箇所における対策施設の機能強化



暑熱

- ・新型コロナウイルス対策についても配慮した熱中症予防に関する情報を府ホームページ、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広く周知を図り、啓発・注意喚起を実施



出典：厚生労働省

事業者

- ・気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報を収集・整理し、得られた結果から、事業者における適応への取組を促進



観光業

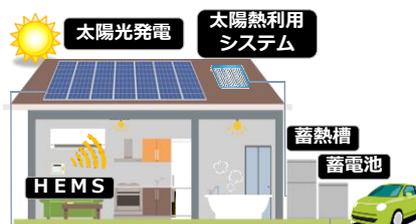
- ・災害発生時等の非常時においても、外国人を含む旅行者が安心して旅行できるよう、交通運行情報や宿泊情報等を提供

京都の観光防災情報を多言語で提供するアプリ「KYOTO Trip+」



エネルギー

- ・家庭や事業所等における再エネ設備や蓄電池、EMS の導入支援並びに省エネ設備（空調等）への更新支援等により、災害時のエネルギーを確保



都市インフラ・ライフライン等

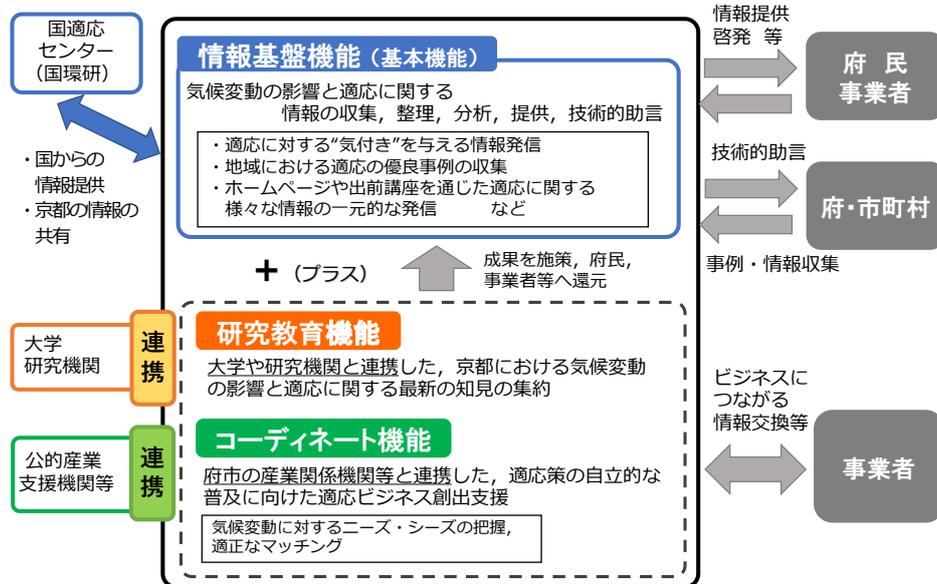
- ・水道施設の耐震化をはじめとした強靱化を促進
- ・豪雨災害の多発箇所の防災減災対策や災害廃棄物処理体制の強化等を推進



○適応策の推進体制の充実・強化

京都における適応の取組の推進に向けて、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、適応策の推進拠点となる、地域気候変動適応センターの機能を確保します。

地域気候変動適応センターでは、大学や研究機関、経済団体などの連携の下、センターの柱となる情報基盤機能に加え、研究教育機能、コーディネート機能の3つの機能及び実施体制を有機的に確保し、各主体の適応への取組を推進します。



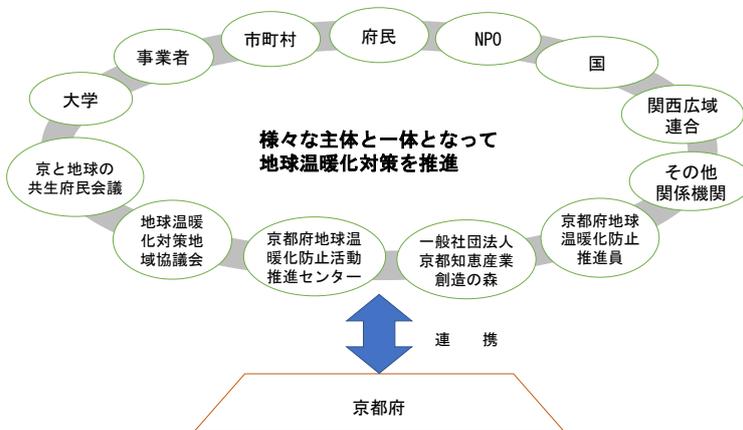
計画の進行管理

府における地球温暖化対策（緩和策及び適応策）を総合的かつ計画的に推進するため、各部局で構成する「京都府地球温暖化対策推進本部」（本部長：知事）により、庁内各課との連携および調整を図りながら、本計画を推進します。

国、市町村、関西広域連合、京都府地球温暖化防止活動推進センター、事業者団体など関係機関とも連携を図りながら、取組を推進します。

特に適応策については、京都府地球温暖化対策推進本部を通じて、各部局の取組状況の把握や気候変動影響等に係る情報の共有化、特定課題における情報交換を行うなど、部局横断的に連携し、進捗状況等を踏まえて適応策を推進します。

また、本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととします。



【令和2年12月作成】

京都府 府民環境部 地球温暖化対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4708 FAX 075-414-4705 E-mail: tikyu@pref.kyoto.lg.jp